

ファッション労連 個人情報保護方針

UIゼンセン同盟

ファッション産業関連労働組合連合会

1. 個人情報の保護についての基本的な考え方

ファッション労連（以下、組合）は組合員の付託の下、賃金やその他の労働条件の改善、働きやすい職場作り、勤労者生活向上のため、政策・制度の実現などをめざす組合活動を円滑に遂行するために組合員の氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス等の情報（「組合員名簿」）を取得し利用しています。私達はこれら組合員の個人情報を保護する事の重要性を認識しまた組合の社会的な責任を果たすべく以下の通り個人情報を取扱います。

- (1) 個人情報保護法その他の関係諸法令を遵守すると共に関係省庁のガイドライン及びその他個人情報の適正な取扱いに関する社会的なルールに従い、個人情報を適切に取扱います。
- (2) 適正な個人情報の取扱いに向けて組合の規約・規定・規則・マニュアル等を必要に応じて改定・整備し、執行部を始めとする組合の役職員に周知徹底します。又、取扱いの改善や諸規定等の見直しを適宜行います。
- (3) 個人情報の取得に当たってはその利用目的を明確にし、それに従って個人情報を取扱います。
- (4) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため必要かつ適切な安全管理を行います。
- (5) 組合活動に伴う実務を遂行するために提携や協力している企業や団体等に対しても、個人情報を適切に扱う事を要請します。

以上の基本的な考え方に基づき具体的には下記の通り取扱います。

2. 利用目的

- (1) 会社との労使交渉（協議）の内容や組合が主催する各種の催事や活動等の通知・連絡・案内等を行うため。
- (2) 組合が機関（大会、中央委員会、中央執行委員会等）において決定した運動方針や活動計画及び組合が加盟する上部組合（UIゼンセン同盟、連合）が同様に決定した運動方針等について組合員に周知し組合員を諸活動に参画させるため。
- (3) 組合員の賃金等の労働諸条件に関する労使協議（交渉）における基礎的なデータとするため。
- (4) 災害時や会社の緊急時又は組合員及びその家族等の事故や緊急性を要する健康問題が発生した場合において組合として円滑かつ適切な対応を図るため。
- (5) 組合員（家族含む）が労働組合の福祉共済事業を利用する際の実務に利用するため。（労金、全労済）
- (6) 労働条件の維持改善および勤労者生活向上を目的とする活動に活用するため。

3. 個人情報の共同利用

ファッション労連は、加盟組合との間で、別に定める「個人情報に関する共同利用についての覚書」を締結し、個人データを共同利用します。

4. 委託先への提供等

- (1) 組合は、2に記載した利用目的を達成する範囲において業務を円滑に進めるために、業務の一部を委託することがあります。その場合、委託先に対して、個人情報を提供する場合がありますが、この場合、

組合はその者に対して、名簿の管理や使用終了後の速やかな返却又は廃棄等について適切な措置を施すよう指導及び監督します。(労金、全労済、UIゼンセン共済)

- (2) また以下の何れかに該当する場合について、組合員の個人情報を第三者に提供する場合があります。組合員本人の同意がある場合。
- 法令に基づく場合(法第 23 条 1 項 1 号)
- 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である時(法第 23 条 1 項 2 号)
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得る事が困難である時(法第 23 条 1 項 3 号)
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある時(法第 23 条 1 項 4 号)

5. 開示

「組合員名簿」に関して、組合員が自分の情報の開示を希望する場合には、組合員本人であることを確認した上で、適切な期間及び範囲で開示します(法第 25 条)

6. 訂正・追加及び削除

「組合員名簿」に関して、組合員が自分の情報について訂正、追加又は削除を希望する場合には、組合員本人であることを確認した上で、当該情報に関して事実と異なる場合が確認できた場合には、訂正、追加又は削除を行います(法第 26 条)

7. 利用停止・消去及び第三者提供の停止

「組合員名簿」に関して、組合員が自分の情報の利用停止又は消去を希望する場合には、組合員本人であることを確認した上で、前記 2 の目的以外で利用されたという理由又は本人の同意無くして第三者へ提供されたという理由によってその利用の停止又は消去を求められた場合、その申し立てが事実である事が判明した時は、利用停止・消去又は停止します(法第 27 条)

但し、これらの情報の一部又は全部を利用停止又は消去した場合には、前記 2 . に示した各種の案内・連絡・通知等の対応ができなくなる事もあることを了解ください。

8. 開示等の受付方法・窓口

「組合員名簿」に関する、組合員からの前記 4 . 5 . 6 . 7 . に関する申し出及びその他の個人情報に関する問い合わせは以下の方法にて受け付けます。尚、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合がありますのでご了解ください(法第 29 条)

(1) 受付手続き

組合事務所に直接訪問するか又は組合宛に郵便、電話、FAX 又は Eメールで申し出下さい。

(2) 代償措置・手数料

前記 4 . 5 . 6 . 7 . に関する申し出に対応するために膨大な事務や費用がかかるなどの事態が発生する場合は、組合と組合員は協議の上、代償措置や組合員本人に手数料を頂く場合もありますのでご了解下さい。

以 上